

第3章 訴 訟

第1 審決取消請求訴訟

1 概説

令和4年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は15件であったところ、これらのうち、同年度中に東京高等裁判所が原告の請求を棄却した判決が2件（いずれも原告が上訴）、最高裁判所が上告不受理決定をしたことにより終了したものが1件あった（第1表参照）。

この結果、令和4年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は14件となった。

第1表 令和4年度係属事件一覧

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
1	(株)ラルズによる件	被審人が、納入業者のうち88社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、商品を購入させていたことについて、優越的地位の濫用行為であると認め、被審人と納入業者88社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 12億8713万円）。	審決年月日 平成31年 3月25日 提訴年月日 平成31年 4月24日 判決年月日 令和 3年 3月 3日 （請求棄却、東京高等裁判所） 上訴年月日 令和 3年 3月15日 （上告受理申立て、原審原告） 決定年月日 令和 4年 5月18日 （上告不受理決定、最高裁判所）
2	(株)エディオンによる件	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である127社のうち、92社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と納入業者92社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から除外すべきものとされた（一部取消し後の課徴金額 30億3228万円）。	審決年月日 令和元年10月 2日 提訴年月日 令和元年11月 1日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
3	ダイレックス ㈱による件	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である78社のうち、69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた（一部取消し後の課徴金額 11億9221万円）。	審決年月日 令和 2年 3月25日 提訴年月日 令和 2年 4月 2日
4	東洋シャッター㈱による件	被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意（一連番号の5参照）に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった（一部取消し後の課徴金額4億8404万円）。	審決年月日 令和 2年 8月31日 提訴年月日 令和 2年 9月29日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
5	三和ホールディングス(株)ほか1名による件	被審人三和シャッター工業(株)が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする（近畿合意）ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人三和シャッター工業(株)については、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった（課徴金額 4026万円（三和ホールディングス(株)）、一部取消し後の課徴金額 27億1585万円（三和シャッター工業(株)））。	審決年月日 令和 2年 8月31日 提訴年月日 令和 2年 9月30日
6	文化シャッター(株)による件	被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意（一連番号の5参照）に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった（一部取消し後の課徴金額 17億3831万円）。	審決年月日 令和 2年 8月31日 提訴年月日 令和 2年 9月30日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
7	サクラパックス(株)ほか1名 による件	被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げるとを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げるとを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 2662万円（サクラパックス(株)）、3477万円（森井紙器工業(株)））。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月 9日
8	レンゴー(株)ほか6名による 件	被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げるとを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げるとを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 46億6156万円（7名の合計額））。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
9	レンゴー(株)による件	被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げることを合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人が特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた（一部取消し後の課徴金額 10億6758万円）。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日 判決年月日 令和 4年 9月16日 （請求棄却、東京高等裁判所） 上訴年月日 令和 4年 9月29日 （上告及び上告受理申立て、原審原告）
10	王子コンテナ(株)ほか10名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人王子コンテナ(株)及び被審人北海道森紙業(株)の「当て紙」の売上額並びに被審人王子コンテナ(株)が加工委託のため別のメーカーに有償支給した段ボールシートの売上額は、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた（課徴金額 27億192万円（11名の合計額。ただし被審人王子コンテナ(株)及び被審人北海道森紙業(株)については一部取消し後の金額））。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
11	コバシ(株)ほか 6名による件	被審人コバシ(株)、同大万紙業(株)、同福原紙器(株)及び同吉沢工業(株)が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人浅野段ボール(株)が東日本地区に交渉担当部署が所在しない取引先に納入した段ボールケースの売上額は、特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた（課徴金額 1億5785万円（7名の合計額。ただし被審人浅野段ボール(株)については一部取消し後の金額））。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
12	福野段ボール工業㈱による件	被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人が訂正伝票により「特値」（通常より低い価格での受注）で代金の支払を受けていた段ボールシートの当該訂正後の売上額と訂正前の売上額との差額は、特定段ボールシートの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた（一部取消し後の課徴金額 2529万円）。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日
13	㈱トーモクほか3名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 10億9211万円（4名の合計額））。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
14	(株)トーモクによる件	被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げることを合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人が特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた（一部取消し後の課徴金額 6億363万円）。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日 判決年月日 令和 4年 9月16日 （請求棄却、東京高等裁判所） 上訴年月日 令和 4年 9月29日 （上告及び上告受理申立て、原審原告）
15	東京コンテナ工業(株)による件	被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 4825万円）。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日

2 東京高等裁判所における判決

(株)トーモクほか1名による審決取消請求事件（令和3年（行ケ）第12号、同第7号）
 （第1表一連番号14及び9（注1））

（注1）第1表一連番号14及び9は東京高等裁判所係属中に併合された。

(1) 主な争点及び判決の概要

ア 争点1（本件合意の成否）について

- ⑦ 独占禁止法第2条第6項にいう「共同して」に該当するためには、当該行為について、相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要と考えられる。そして、「意思の連絡」とは、複数の事業者の間で相互に同内容又は同種の対価の

引上げを実施することを認識し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識して認容するのみでは足りないものの、事業者間で相互に拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識し、暗黙のうちに認容することで足りると考えられる。

この考え方を前提とすると、本件合意の成立が認められるためには、少なくとも暗黙のうちに、原告ら及び他の段ボールケース製造業者3社（以下「本件5社」という。）の間に「意思の連絡」、すなわち同内容又は同種の対価の引上げを実施することを相互に認識し、これと歩調をそろえる意思が存在していることが必要といふべきである。本件審決は、これと同旨の判断枠組みを採用しており、その法令解釈に誤りはない。

- (4) 本件合意の成否を判断するに当たって、本件審決が認定した事実は、本件審決に掲記された証拠から合理的に形成された心証に基づき認定されたものであって、実質的証拠を欠くものとはいえない。
- (5) 本件審決が認定した事実及び前提事実を総合すると、本件5社間において行われた一連の事前交渉は、飽くまで値上げを目的として行われたものであって、単なる情報交換の場ではない上、その内容は、値上げの対象となる広域ユーザー（注2）をホワイトボードにリストアップし、これをメモに取るなど、参加者全員が共通認識を持ち得るような確実な方法により行われていること、そして、その結果、10月31日5社会（注3）以降、5社会や小部会（注4）において具体的な値上げの幅等についての交渉が進捗し、値上げ要請文書記載の値上げ予定日から2ないし4か月以内に、原紙代、加工賃及び販売価格いずれについても値上げが実現したものであり、しかも、その値上げの幅等は、偶然とはいえないほど足並みが一致していることなどの事情を指摘することができる。そして、これらの事情によれば、原告らを含む本件5社は、遅くとも10月31日5社会までに、相互に特定ユーザー（注5）向け段ボールケースの販売価格又は加工賃の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調を合わせる意思を形成し、本件合意を成立させるに至ったものと推認するのが合理的である。

そうすると、本件合意の成否に関する本件審決の認定は、原告らの各値上げが本件5社の値上げとは無関係に独自の判断によって行われたことなど「特段の事情」の存在が認められない限り、実質的証拠を欠くものとはいえない。

（注2）全国各地に有する工場等の拠点において使用する段ボールケースにつき、購入価格等の取引条件の交渉を交渉担当部署において一括して行う大口の需要者

（注3）平成23年10月31日に開催された、本件5社の営業本部長級の者らを出席者とする会合

（注4）段ボール製品の値上げの時期に、個別の広域ユーザーごとに開催されていた会合

（注5）10月31日5社会でリストアップされた広域ユーザー67社

- (6) 原告らの各値上げが本件5社の値上げとは無関係に独自の判断によって行われたことなどをうかがわせる事情は見当たらない。したがって、前記特段の事情は存在しないといふべきである。

イ 争点2（本件合意が一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであったか）について

(7) 独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、共同して商品の販売価格を引き上げた場合には、その当事者である事業者らがその意思で、ある程度自由に当該商品の販売価格を左右することができる状態をもたらすことをいう。

(i) 「一定の取引分野」について

a 独占禁止法第2条第6項所定の「一定の取引分野」とは、同条第4項にいう「競争」が行われる場である市場を意味する。

b 前記「一定の取引分野」が要件の一つとされる理由は、当該競争が不当な取引制限としての共同行為によって実質的に制限されるか否かを判断するために、その対象となる市場（競争の場）の範囲を画定することにあるところ、本件審決が認定した事実及び前提事実によれば、本件合意は事実上の拘束力（実効性）を有するカルテル合意として成立しており、その対象となる商品は、いずれも広域ユーザーである特定ユーザー向けの、日本工業規格に基づく外装用段ボールシートを加工して製造される段ボールケースであって、かつ、その交渉の範囲等は、この特定ユーザー向け段ボールケースの販売及び加工に係る取引全般に及んでいたものというべきである。このような事実関係の下では、一般的かつ客観的な見地からみて、本件合意による競争の実質的な制限の判断対象となる「一定の取引分野」（市場）は、特定ユーザー向け段ボールケースの販売及び加工に係る取引全般をもって画定すべきである。

c 「一定の取引分野」、すなわち一般的かつ客観的な市場の画定に関しては、一般に、個別ユーザーごとに競争関係が想定される場合であっても、これを重層的に画定することが可能であるところ、前記のとおり、本件合意の対象となる商品は、いずれも日本工業規格に基づく外装用段ボールシートを加工して製造される段ボールケースである上、本件5社は、10月31日5社会においてリストアップされた各特定ユーザーについて、小部会等において、競合する特定ユーザーごとに段ボールケースの販売価格又は加工賃の引上げの実施方法や交渉状況、さらには値上げの進捗状況について情報を交換しながら、これらの値上げ活動を行い、頓挫することなく本件合意（価格協定）の目的を達成させていることからみて、個別ユーザーごとに想定される仕様や値上げの対象等の相違は、本件合意の形成とこれを具体化する過程において当然の前提として扱われ、代替性のあるものとして一連の値上げ交渉が行われたとみるのが合理的である。実際、10月31日5社会における特定ユーザー67社（交渉窓口会社40社）のリストアップの過程において、段ボール製品の代替性について疑義が出され、以後の協議が紛糾するなどした形跡はうかがわれない。

そうすると、本件合意においては、個別ユーザーごとに仕様等の違いが想定されるとしても、個々のユーザーにとって選択肢となる商品は、特定ユーザー向け段ボールケースという形で重層的に存在し、実質的な制限の有無の判断対象とな

る「市場」を形成しているというべきである。

- d 以上によれば、「一定の取引分野」の画定に関する本件審決の判断は、実質的証拠を欠くものでなく、法令にも違反しない。

(7) 「競争の実質的制限」について

- a 独占禁止法第2条第6項にいう「競争を実質的に制限する」とは、前記一定の取引分野において、当該取決めによって、その当事者である事業者らがその意思で、ある程度自由に販売価格又は加工賃を左右することができる状態をもたらすことをいう。

本件合意が成立した平成23年度において、本件5社が特定ユーザーに販売する段ボールケースの総販売金額（914億1295万円余り）は、特定ユーザーに販売される段ボールケースの総販売金額（1093億5332万円余り）の8割余りを占めていたことからすると、本件5社は、前記特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野において、その意思で、ある程度自由に販売価格又は加工賃を左右することができる状態にあったといえることができる。したがって、本件合意は、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃について、その取引分野における「競争を実質的に制限する」ものというべきである。

- b 以上によれば、「競争の実質的制限」に関する本件審決の判断は、法令に違反せず、実質的証拠に欠けるものでもない。

ウ 争点3（本件排除措置命令の適法性）について

本件排除措置命令について、「特に必要があると認めるとき」に該当し、その内容も相当なものであるとして適法とした本件審決の判断は、実質的証拠に欠けるところがなく、法令にも違反しない。

エ 争点4（本件各課徴金納付命令の適法性）について

(7) 本件各課徴金の算定期間（実行期間）の始期について

独占禁止法第7条の2第1項が定める課徴金制度は、既存の刑事罰の定め（同法第89条）やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度（同法第25条）に加えて、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として設けられたものであるから、同項が、実行期間の始期につき「当該行為の実行としての事業活動を行った日」と規定する趣旨は、不当な取引制限に係る合意の拘束力が及んでいる「事業活動」が行われた日以降については、具体的な値上げの実現の有無やその可能性のいかんを問わず、当該カルテルに基づく不当な利得の発生を擬制した上、これを違反行為者から課徴金として剥奪しようとするものである。そして、値上げ合意（カルテル）により値上げ予定日が定められ、その日からの値上げに向けて交渉が行われた場合には、仮に、その交渉の結果として、値上げ予定日に実際に値上げをすることができなかったとしても、少なくとも値上げ予定日以降においては、カルテル合意の拘束力が及んでおり、競争者の低価格攻勢に対する競争的な値下げをほとんど検討することなく値上げ交渉を行うことができたものというべきであるから、当該値上げ予定日に、本件合意（違反行為）の「実行としての事業活動」が開始され

たものとみるのが合理的である。

そうすると、本件合意（カルテル）の下では、値上げ予定日に実際に価格を引き上げることができたか否かはもとより、その可能性の程度や認識の有無を問わず、当該値上げ予定日をもって実行期間の始期に当たるものと考えらるべきである。

そして、本件審決が認定する各事情を総合すると、原告らを含む本件5社は、期替わり前の値上げが容易でないという事情があったとしても、本件合意（価格協定）が存在していることにより、少なくとも値上げ要請文書に記載された値上げ予定日以降は、低価格攻勢を仕掛けてくる競争者の出現をほとんど危惧することなく、可及的に速やかに期替わり前の値上げの実現に向けて交渉することのできる状態となっていたとみることができるから、本件合意（違反行為）の「実行としての事業活動」が開始されていたというべきである。

そうすると、本件合意の下における実行期間の始期は、値上げ要請文書記載の値上げ予定日に基づいて認定すべきであると考えられる。

(4) 課徴金の算定対象となる「当該商品」の該当性について

a 独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」とは、一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為が行われた場合において、その対象商品の範ちゅうに属する商品であって、当該違反行為による拘束を受けたものをいうと考えられる。そして、対象商品の範ちゅうに属する商品については、原則として違反行為の影響下で取引がされたものと推定されるから、一定の商品につき違反行為を行った事業者が明示的又は黙示的に当該商品を対象から除外するなど、当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、当該違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金の算定の対象となる「当該商品」に含まれるものというべきである。

b 本件違反行為すなわち本件合意の対象となる商品は、特定ユーザー向け段ボールケースであるから、前記特段の事情が認められない限り、特定ユーザー向け段ボールケースについては、本件違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金の算定対象となる商品に該当することになる。

本件審決は、原告らが前記特段の事情があると主張する各特定ユーザー向け段ボールケースについて、いずれも特段の事情は認められないと判断しているところ、その判断に違法はない。

(5) 課徴金の算定基礎となる売上金について

a 協力値引きの控除について

原告レンゴー(株)が提出する証拠だけでは、「協力値引き」名目で実質的な販売価格の引下げ交渉が行われ、その結果として実際にその値引きが行われていたことを認めるに足りる的確な証拠とはいえず、他に、同原告の主張を客観的に裏付けるに足りる証拠はない。したがって、「協力値引き」に関する本件審決の判断に違法はない。

b 割戻金の控除について

独占禁止法施行令第5条第1項第3号が控除される割戻金を限定する趣旨は、事後的に支払側の裁量によって支払われるなどしたものは対価の修正と認めるべ

きでないことにある。そうすると、同号が予定している前記「対価の修正」といえるためには、それがあらかじめ書面によって明らかにされ、第三者にも容易に説明可能なものであることが必要というべきであるから、同号所定の「割戻金の支払を行うべき旨が書面によって明らかな契約」があった場合とは、割戻しの対象となる商品又は役務の引渡し前に、割戻金を支払うべきことが書面により明らかにされている場合に限られ、原告(株)トーモクが主張するような例外的処理を認める余地はない。

(2) 訴訟手続の経過

本件は、原告らによる上告及び上告受理申立てにつき、令和4年度末現在、最高裁判所に係属中である。

3 最高裁判所における決定

(株)ラルズによる審決取消請求上告受理事件（令和3年（行ヒ）第271号）（第1表一連番号1）の決定の概要

最高裁判所は、本件は、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告不受理の決定を行った。

第2 排除措置命令等取消請求訴訟

1 概要

令和4年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟（注1）は8件（東京地方裁判所5件、東京高等裁判所3件）（注2）であったところ、同年度中に新たに提起された排除措置命令等取消請求訴訟はなかった。

令和4年度当初において東京地方裁判所に係属中であった5件のうち2件については、同裁判所が請求を棄却する判決をしたが、いずれについてもその後控訴され、東京高等裁判所に係属中である（このうち1件については、令和5年度において控訴が提起されたものである。）。

令和4年度当初において東京高等裁判所に係属中であった3件のうち2件については、同裁判所が控訴を棄却する判決をしたが、いずれについてもその後、最高裁判所に上告及び上告受理申立てがなされ、2件のうち1件については同裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了し、その余の1件については同裁判所に係属中である。

これらの結果、令和4年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は6件（前記令和5年度中に控訴されたものは含まない。）であった。

（注1）平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）をいう。）により審判制度が廃止されたことに伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注2）排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

第2表 令和4年度において係属していた排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名	事件の内容	関係法条	判決等
1	(株)富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた（課徴金額 48 億円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段及び 第7条の2	措置年月日 平成29年 2月 2日 提訴年月日 平成29年 8月 1日 判決年月日 令和 4年 3月 3日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日 令和 4年 3月17日
2	本町化学工業(株)による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業(株)を介して供給できるようにしていた（課徴金額 1億6143万円（東日本地区）、3283万円（近畿地区））。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件並びに執行停止申立事件）	独占禁止法 第3条後段及び 第7条の2	措置年月日 令和元年11月22日 提訴年月日 令和 2年 1月16日 申立年月日 令和 2年 1月16日 決定年月日 令和 2年 3月27日 （執行停止の申立てについて、却下決定（確定）、東京地方裁判所） 判決年月日 令和 4年 9月15日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日 令和 4年 9月30日
3	鹿島道路(株)による件	アスファルト合材の販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた（課徴金額 58億157万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段及び 第7条の2	措置年月日 令和元年 7月30日 提訴年月日 令和 2年 1月28日 判決年月日 令和 5年 3月30日 （請求棄却、東京地方裁判所） 令和4年度末時点 上訴期間中 （控訴年月日 令和 5年 4月12日）
4	世紀東急工業(株)による件	アスファルト合材の販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた（課徴金額 28億9781万円）。 （課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第7条の2 （第3条後段）	措置年月日 令和元年 7月30日 提訴年月日 令和 2年 1月29日 判決年月日 令和 3年 8月 5日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日 令和 3年 8月18日 判決年月日 令和 4年 6月 8日 （控訴棄却、東京高等裁判所） 上訴年月日 令和 4年 6月23日 （上告及び上告受理申立て） 決定年月日 令和 4年11月10日 （上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所）
5	マイナミ空港サービス(株)による件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空(株)の事業活動を排除していた（課徴金額 612万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条前段及び 第7条の9第2項	措置年月日 令和 2年 7月 7日 提訴年月日 令和 3年 1月 6日 （排除措置命令について） 提訴年月日 令和 3年 3月29日 （課徴金納付命令について） 判決年月日 令和 4年 2月10日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日 令和 4年 2月27日 判決年月日 令和 5年 1月25日 （控訴棄却、東京高等裁判所） 上訴年月日 令和 5年 2月 8日 （上告及び上告受理申立て）
6	大成建設(株)による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受	独占禁止法 第3条後段	措置年月日 令和 2年12月22日 提訴年月日 令和 3年 3月 1日

一連番号	件 名	事件の内容	関係法条	判決等
		注できるようにしていた。 (排除措置命令取消請求事件)		
7	鹿島建設(株) による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (排除措置命令取消請求事件)	独占禁止法 第3条後段	措置年月日 令和 2年12月22日 提訴年月日 令和 3年 6月21日
8	三条印刷(株) による件	日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件)	独占禁止法 第3条後段	措置年月日 令和 4年 3月 3日 提訴年月日 令和 4年 3月 4日 申立年月日 令和 4年 3月 8日 決定年月日 令和 4年 3月29日 (執行停止の申立てについて、却下決定(確定)、東京地方裁判所)

第3 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

令和4年度において独占禁止法第79条第1項に基づいて公正取引委員会に対し通知があった訴訟は4件であり、同条第2項に基づいて当委員会に対し求意見がなされた事件はなかった。

第3表 令和4年度に通知があった独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁 判 所 事件番号 提訴年月日	内 容
東京地方裁判所 令和4年(ワ)8049号 令和4年4月1日	被告らは、継続的に被告製品の梱包・運送作業等を委託している原告らに対し、一方的に新たな業務内容等を指定して見積提出を求め、かかる業務内容等は業務体制上困難であるとして見積提出を拒んだ原告らに対し、取引関係の終了を告げる等した。かかる行為は優越的地位の濫用に該当するものとして当該行為の差止めを求めるもの。
東京地方裁判所 令和4年(ワ)10237号 令和4年4月28日	被告は、被告が運営する飲食店ポータルサイト「食ベログ」において、原告を含むチェーン店の評点を下方修正するアルゴリズム変更を行った。かかる行為は、差別取扱い及び優越的地位の濫用に該当するものとして当該行為の差止めを求めるもの。
東京地方裁判所 令和4年(ワ)16794号 令和4年7月5日	被告らは、原告のオートローンの利率に対して被告より低金利としないよう圧力をかけるなどの干渉を行った。かかる行為は取引妨害等に当たるとして、当該行為の差止め等を求めるもの。
横浜地方裁判所 令和4年(ワ)3666号 令和4年10月3日	原告は、被告が輸入する特定の自動車用フィルムシート等について被告から受託されて販売していたところ、被告から原告の当該フィルム等の受託販売権を認めない等の契約変更を提案された上、被告から原告が受け取る利益を一方的に減額された。原告が契約変更に難色を示したところ、被告から取引を停止されたため、かかる行為は優越的地位の濫用に当たるとして、当該行為の差止め等を求めるもの。

第4 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

令和4年度において独占禁止法第84条に基づいて公正取引委員会に対し求意見がなされた訴訟はなかった。